

小松島市議会提言書

平成22年3月26日

1. 集中改革プラン（第二幕）への議会提言

2004年度（平成16年度）普通会計決算が赤字になり、2007年度（平成19年度）には試算で累積赤字は17億3,200万円に膨れ上がり、財政再建団体に転落する恐れがあった。

2005年（平成17年）、財政非常事態宣言が出され、2006年1月、厳しい歳出カットを盛り込んだ「集中改革プラン」が策定された。職員定員適正化や職員の給与カット、市直営事業の民間委託、民営化を柱とした厳しい行政改革を断行した結果、2008年度（平成20年度）決算ではわずかに単年度黒字となったことは評価できる。

しかし、累積赤字は依然として5億8,300万円あり、地方財政法の「起債許可水準」の6億2,000万円一步手前と予断を許さない厳しい財政状況下にある。

おりしも、世界的経済不況という状況の中、税収入の増加は見込めず、地震対策や高齢化による医療費、介護費など社会保障費の財政需要の増加が見込まれる中ではあるが、行財政改革の手を緩めることはできない。

集中改革プラン（第1幕）の厳しい行財政改革の上に、さらに、もう一步踏み込んだ実効性のある集中改革プラン（第2幕）を策定するよう議会として提言する。

行政「経営」への変革

行財政改革は、やみくもに経費削減をすることが目的ではなく、無駄を減らし、サービスの質を高めていく行政経営へと変革していくことが最大の目的であるとする。第5次総合計画を柱にこの集中改革プラン推進、実現へ向けて、簡素で効率的な行政運営体制が必要である。

この厳しい時代だからこそ、行政組織はそれに対応できる能力を身につけ、目標に立ち向かう、機動的な組織の確立を目指すべきである。

5年間で累積赤字約5億8,300万円を解消するべきである。

継続的に単年度収支の黒字化を図るため、5カ年の財政収支計画を策定すべきである。

さらには、各課での数値目標・効果額予測の設定、年次工程計画を定め、各部各課推進体制の強化を図り、総括管理できる行政経営推進室などを構築すべきである。

2. 具体的な行財政改革の取り組み

(1) 出先機関の効率的な運営・見直し

保育所・幼稚園、小中学校と次世代を担う子ども達の教育環境を、行政効率の観点にとらわれすぎ、本来あるべき姿を見失ってはならない。策定された小松島市教育振興計画・次世代育成支援行動計画のもと、子ども達にとってよりよい教育環境整備が望まれる。

市立保育所

過去より民間運営による移管を進めてきたが、今後も、民営化を推し進めていくべきであると考えます。

国の施策における幼保一元化がより具体的に制度化される流れも踏まえ進めていくべきである。

幼稚園・小学校・中学校

幼稚園は現在、10園での運営となっているが、幼保一元化を推し進め、早期に幼保一体化の施設づくりを目指すべきである。

平成22年度当初より「小松島市学校再編計画策定委員会(仮称)」を設置し、「小松島市幼・小・中学校のあり方検討委員会」よりの「小松島市幼・小・中学校の再編のあり方に関する検討委員会の最終の提言書」を踏まえ、幼稚園を含めた、小学校・中学校に関する具体的な年次計画も含めた再編計画を策定し、その計画に沿った教育施設の再配置を図る。

市営住宅

国より平成25年度までに策定することが求められている公営住宅長寿命化計画も必要だが、老朽化が進んでいる箇所、耐震不安と安全・安心の観点から、適正化再配置計画を早急に策定すべきである。

出張所業務について

立江・坂野両出張所については、地域住民の声をよく聞き、業務内容を再度見直し、残す必要のある業務については、郵便局等の代替措置を検討すべきである。

(2) 効率的な業務の運営(民間委託・民営化の推進)

ごみの業務

施設管理コストの削減

毎年維持管理・修繕費等として約2億円以上もの支出があり、特殊な設備

であることは理解できるが、業務改善を行い、コスト削減に努めるべきである。また、施設管理に伴う専門性の高い技術者の育成にも取り組むべきである。

民間委託への推進

収集運搬業務に関しては、今後も退職者欠員不補充を継続することは必要だが、あわせて職員配置転換等を進め、早期に民間委託をすべきである。

学校給食業務

小学校・中学校に関する具体的な再編計画を策定する中で、給食調理業務についても、民間委託に向け時期や方法について検討を行い、導入すべきである。

(3) 組織機構の見直し

様々な行政需要に対応するため、横断的に対応可能な組織の構築を急ぐべきである。各部、現課においての業務量が増えつつある傾向に対して、その部、課を越えた組織体制をつくり、業務に対応した適正配置を行うべきである。

(4) 定員管理の適正化（人件費の削減）

第1次集中改革プランで66名減員と大幅な改革が進んだが、さらに定員削減を望む。今まで以上の努力と工夫が必要とされ、各業務の仕分けも行き、適正定員管理し、長期的な人事計画も定める必要がある。

(5) 職員資質の向上に向けた取り組み

研修機会をもっと充実したものとし、業務において常にコスト意識をもって業務効率改善に努め、人事評価制度導入には、給与へ反映される仕組みとし、早期に実施できるよう努めるべきである。

(6) 給与の適正化

全国的にも問題となっている職階上位の給与を適用するいわゆる「わたり」については、平成22年度内早期に是正を図るべきである。

また、継続している一般職給与カットについては、具体的な目標と期間を明確に定め、臨時的措置を解消すべきである。

(7) 経常経費の削減

物件費

職員削減に伴い、安易に臨時職員の増加を考えるのではなく、業務をより精査し、業務の適正化を再度行い、外部委託など検討していくべきである。

今後、外部委託などが増加してくると予想される。そのためには全庁内での業務委託を一括管理すべき部門の検討も行う必要があると考える。

補助費等

各団体の事業内容をよく調査し、できるだけ事業補助に切り替えるべきである。

公債費

「地方債の発行について十分検討を行うと共に、利率についても引き続き複数の金融機関による比較を行うなどにより公債費の縮減を図る。」ことはもとより、起債発行制限額15億円以内の目標設定も行うべきである。

市営グラウンド用地を初めとする各種借地料

市総合グラウンドの敷地が、徳島県が整備を進めている徳島東部都市計画公園、日峯大神子広域公園の区域内にあることから、将来的には市有地部分も含めて、徳島県へ移管して現状の野球場やテニスコート以外の用途も検討し、新たな施設として整備していくことが望ましい。

そのため今後も地権者との関係を維持しながら、県に対して引き続き用地移管等に向けた協議・検討を続け、早期解決に努める必要もあるが、他の方法についても研究すべきである。

公共事業のコスト縮減

入札制度改革として、国、県に準じた制度運用にできるだけ努めると共に、総合評価方式については、工物品質管理の徹底と地元企業育成の観点も含め研究を行い、平成22年度試行、平成23年度より本格実施できるようにすべきである。

(8) 歳入の確保

市税

毎年度の徴収率の目標を95%以上にする。

この目標を達成させるため、口座振替新規加入優待制度活用を図り、口座振替加入率50%以上を目指すべきである。

滞納者に対しては積極的に電話や訪問をきめ細かに行い、納税相談等の充実を図るべきである。

使用料・手数料

すべての施設等の利用料を見直し、ミリカホールは、利用料の減額が望まれる。また、併設している保健センターについて貸館業務を行うべきである。

住宅家賃など未収金の回収

家賃徴収率90%以上と定め、それに向けた取り組みとして家賃口座振替制度も導入する。また、生活相談等も行う必要があることから、そういった業務を行える部門での対応をすべきである。

遊休土地の売却

遊休土地利用方法について十分協議を行うことはもちろんではあるが、利活用の見込みのない土地は、広く市民・民間事業者へインターネット等を活用した公開を行い、早急に売却を進める。

(9) 公営企業会計、特別会計の健全化

運輸事業

乗り合い事業に関しては、福祉、市民のニーズは高いと考えられる。しかし、その中身については、改善検討の必要はあるといえる。

貸し切り事業については、民間事業者の進出が、平成12年2月に施行された道路運送法の一部改正により、一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業)は、免許制から許可制に移行され、緩和されたことや、また企業会計の性質から考えると民業圧迫ともとられかねない。

赤字負担が多くある要因を考慮すると、今後は成果が上がるものとは考えにくい。ゆえに終期設定し廃止すべきである。

こうしたことを踏まえ、バス運営にかかわる中長期的な経営改善計画を早期に策定すべきである。

管理の受委託

平成21年度に導入した管理の受委託の効果検証は、計画と実績を対比した年度ごとの成果報告書を作成し、精査していくべきである。

水道事業

小松島市水道ビジョン基本計画に基づく推進が、安全・安心な「水」の供給へとつながると考える。今後はこの計画実施の前倒しが少しでも早くできるよう努めるべきである。

水道料金の改定など、市民負担が起きないように事業実施すべきである。またこの「こまつしまの水」のブランド化、商品化ができないか研究していくことも必要である。

競輪事業

F グレード（普通競輪）の本場競輪を開催する際に、さらなる支出削減を図り、黒字化にできる体制づくりを構築すべきである。

赤字増大要因となっている本場開催日数の大幅な縮減を国等に強く働きかけることはもとより、若年層を中心にファン層拡大へ向けた具体的な取り組みをすべきである。

競輪事業ファン送迎バスについては、価格の適正化を図ることが重要である。

今後の経営状態に関する分析を、まずは競輪局自身が考え、「競輪事業のあり方」の指針を示さなければならないと考える。

住宅新築資金等貸付事業

住民に対する当該資金貸付けにより、生活の安定、住環境の改善等の目的は達成されたと考えるが、借受者よりの貸付金の回収が進まず、毎年赤字額が膨らんでいる現状が昨年と同様にある。本市の財政状況を考慮すると、当初予算から約2億7,000万円もの赤字を抱えたままのスタートとなっている。支払い能力の明らかにある人への回収を強化することはもちろんであるが、貸付金の回収が不能となっているものについては、任意整理も踏まえ貸付金の回収を図るべきである。

また、行方不明、死亡等により償還が不可能と認められる案件に関しては、不納欠損処理等の回収不能として処理する方法を認められるよう国に対しても交渉していくべきである。

徴収率については、数値目標を90%以上と定め、計画的に実施していくことが必要である。

(10) 情報公開の推進・市民協働参画による公共サービス

情報公開条例制定後も開かれた市役所を目指して、より一層の透明性を確保していくことが重要である。市民ニーズが多様化する中で、政策形成過程の情報公開をしていくことも必要である。

公共分野に関して行政が独占的に事業実施していく時代から、民間事業者などが公共サービスの担い手となり、新たにボランティア、NPO、コミュニティビジネスなどの活動もめざましく、今後は市民ニーズに沿って、各機関と行政が対等な立場にたって協働で、新しい公共を創り上げていくべきである。

これからの行政サービスのあり方は、さまざまな民間事業者等が活動できるコーディネートをし、下支えすべきことが求められる。

公共サービスの充実を図りながら、限られた行政資源を選択と集中の観点から配分し、簡素で効率的な運営をするための改革が必要である。

議会として

「一部の地方公共団体では、議員報酬を日額制にするなど、議会経費の削減にも切り込むところがある。しかしながら、行財政改革には、市民との協働・情報共有が必要であり、複数的意思決定の「本線」である議員の役割はますます重要である。日額の議員報酬では、議員には他の生計維持のための職を持つ人しか立候補できないことにつながる。市民の意見を議会に届ける事を「本業」とし、議会基本条例に基づく、「小松島市民のための」より一層の活躍を期待したい。」

(小松島市行政改革推進懇話会よりの提言)

議員定数削減

議会基本条例第20条

委員会又は議員が、議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付して提案するものとする。

議会基本条例第20条2

議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討するものとする。

上記にあるように類似都市の人口・面積・財政力・議員定数について比較検討した結果、歳入規模による定数2名減、17名が適当と判断している。

また、参考意見として、行財政改革並びに市政の現状を鑑み、市が行っている集中改革プラン(平成18年1月)と今回発表された第2幕^{かんが}における人件費は、市長が25%・副市長・教育長が10%、職員が3%~7%の報酬カットを継続するとしていることから、議会も相応の予算削減を行う必要があると考え、平成18年1月の集中改革プラン策定時に21名の定数を19名(9.5%減)としているが、今回さらに2名減とし17名とすることにより、市長が25%、議会19%、副市長・教育長が10%、職員が3%~7%となり、議会の行財政改革への取り組みと考えている。